

蕨市印鑑条例の一部を改正する条例

蕨市印鑑条例（昭和 50 年蕨市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄